

重要事項説明書

契約書

契約者（ご入居者名） _____様

社会福祉法人貴徳会
特別養護老人ホーム 希望の郷大治

重要事項説明書

特別養護老人ホーム 希望の郷大治

当施設は介護保険の指定を受けております

【愛知県指定 第2375602170号】

当施設は、契約者に対して、指定介護福祉サービスを提供致します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを以下のとおり説明します。

当施設への入居は、原則として要介護認定の結果{要介護3以上}と認定された方が対象となります。尚、要介護1・2の方で特例入所の要件に基づき判断された方も対象となります。

1, 施設経営法人

法人の名称	社会福祉法人貴徳会		
法人の所在地	(〒490-1145) 愛知県海部郡大治町大字中島字中田103		
電話番号	052-445-7300	FAX番号	052-414-7565
代表者氏名	理事長 青本 道春		
設立年月日	平成16年2月6日		

2, 利用施設

施設事業別	指定介護老人福祉施設(事業所番号 2375602170)		
指定年月日	平成27年3月1日(増床:令和3年4月1日)		
施設の名称	特別養護老人ホーム 希望の郷 大治		
施設の住所	(〒490-1145) 愛知県海部郡大治町大字中島字中田103		
施設長名	施設長 岩田 大助		
電話番号	052-445-7300	FAX番号	052-414-7565

3, 施設の概要(本館・新館)

敷地	本館: 3885.89 m ² 新館: 3755.3 m ²		
建物	構造	本館: 鉄筋コンクリート 地上4階建て 新館: 鉄筋コンクリート 地上2階建て	
	延べ面積	本館: 6510.9 m ² 新館: 2948.52 m ²	
定員	本館: 120名・新館: 80名 計200名		

(主な設備・本館)

設備の種類	数	面積
居室	120室	13.2 m ² 以上(1室あたり)
共同生活室	12ヶ所	1384.79 m ² (合計)
一般・機械浴室	9ヶ所	176.874 m ² (合計)
医務室・看護室	1室	59.70 m ² (看護室含む)
共用トイレ	18ヶ所	88.008 m ² (合計)
娯楽室	3室	16.582 m ² (1室あたり)
その他	地域交流スペース・喫茶コーナー・厨房・自動販売機・エレベーター2基	

(主な設備・新館)

設備の種類	数	面積
居室	80 室	10.65 m ² 以上 (1 室あたり)
共同生活室	8 ヶ所	575.36 m ² (合計)
一般・機械浴室	4 ヶ所	58.48 m ² (合計)
医務室・看護室	1 室	19.43 m ²
共用トイレ	26 ヶ所	105.03 m ² (合計)
娯楽室	-	-
その他	多目的ホール・自動販売機・エレベーター2 基	

4, ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	愛知県知事の事業者指定		定員
	指定年月日	指定番号	
指定介護老人福祉施設	平成 27 年 3 月 1 日 (令和 3 年 4 月 1 日増床)	2375602170	200 人

5, 事業の目的と運営方針

事業の目的	この事業は当該特別養護老人ホーム（老人福祉法第 20 条に規定する特別養護老人ホーム）に入居する要介護者 3 以上の方に対し、施設サービス計画に基づき入居者の能力に応じ、可能な限り自立した生活を営むことができるよう、食事、入浴、排泄等の介護その他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理等の援助を目的とします。
施設運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 入居者の個々の生き方や人間性を尊重し、家庭的な雰囲気であたたかみのある施設の運営に努めます。 2. 入居者の方に健全で安らかな生活を送れるよう、真心を込めた丁寧なサービスの提供に努めます。 3. 入居者だけでなく、ご家族にも、健康の維持、心のゆとりを持って頂けるよう、職員一体となってよりよい環境づくりに努めます。 4. 地域や関連機関ともよく連携をとり、地域福祉の向上に努めます。

6, 職員の配置状況

職種	員数	区 分				保有資格・その他
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
施設長	1	1				社会福祉施設の長の資格
生活相談員	2	2				社会福祉主事・介護福祉士
介護職員	97	74		23		介護福祉士・初任者研修
看護職員	9	6		3		看護師・准看護師
機能訓練指導員	1			1	1	看護師
介護支援専門員	2	2				介護支援専門員
医師	1			1		内科医
管理栄養士	1	1				管理栄養士
事務員	4	4				
その他	8			8		宿直・リネン

7, 職員の勤務体制

職種	勤務時間帯
施設長・生活相談員・機能訓練指導員 介護支援専門員・管理栄養士・事務員	8:30～17:30
看護職員	8:30～17:30 *夜間については、交替で自宅待機を行い、緊急時に備えます。

8, 介護職員の勤務体制

早番	7:00～16:00
日勤1	8:30～17:30
日勤2	9:45～18:45
遅番	12:00～21:00
夜勤	16:00～翌10:00

9, 施設のサービス内容

(1) 利用料については別紙「利用料金表」を参照ください。

(2) 介護保険給付サービス

種類	内容
介護	介護サービスの提供に当たっては、入居者の人格に十分配慮し、施設サービス計画によるサービス目標等を念頭において行うことを基本とし、自立している機能の低下が生じないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術を持ってサービス提供、又は支援を行います。 通常の1日の流れに沿って、離床、着替え、整容など入居者の心身の状況に応じた日常生活上の援助を適切に行います。
栄養管理	入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を適切に行います。
食事	栄養並びに入居者の心身の状況および嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。また、可能な限り離床して共同生活室で食事を摂ることを支援します。 食事時間の目安 朝食7:15 昼食12:00 おやつ15:00 夕食18:00
排せつ	入居者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施します。入居者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、入居者の排せつ状況をふまえた適切なタイミングにておむつ交換を実施します。
入浴・清しき	1週間に2回以上、入居者の心身の状況や自立支援を踏まえて適切な方法により実施します。寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することが可能です。 入浴の際は事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は清しきを実施するなどして入居者の清潔保持に努めます。
相談及び援助	常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者・ご家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援

	助を行います。
社会生活上の便宜	入居者が自らの趣味又は嗜好に応じた活動を通じて充実した日常生活を送ることができるよう、教養娯楽設備を備えるとともに、リハビリに繋がるレクリエーションを行います。 お祭りやクリスマスなどの年中行事や誕生会、お花見・紅葉狩りといった外出イベントなど、多種多様なプログラムが企画されます。
機能訓練	機能訓練指導員により、入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るに必要な機能の回復又はその減退を防止する為の訓練を実施します。
健康管理	入居者の健康の状況に注意し、健康管理に努めます。医師及び看護職員により、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採ります。また、各職種が連携して感染症や食中毒の予防に努めます。 入居者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。※入院時、職員の付添は、入院が決まり次第病室に入室するまでとなります。ご家族の到着前に施設へ戻る場合がありますので、ご理解ください。
その他の自立への支援	日常生活における家事を、心身の状況に応じて各人の役割を持って行うよう支援致します。

(2) 介護サービス加算

制度、職員の体制、施設で対応するサービス等に応じて加算される費用です。当施設では必要に応じて下記の加算が生じる場合があります。

項目	概要	単位数
初期加算	入居日から30日以内の期間について算定となります。30日を超える病院等への入院後に当施設に戻られた場合も算定となります。	30単位/日
口腔衛生管理加算	歯科衛生士が入居者に対し口腔ケアを月2回以上行い、当該入居者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し具体的な技術的助言及び指導を行います。	110単位/月
看護体制加算	常勤の看護師を1名以上配置しています。	4単位/日
処遇改善加算	介護業務に従事する職員の賃金改善や職場環境整備のための介護報酬制度。 ※合計単位数に厚生労働省が定める所定の割合を乗じた単位数の加算となります。	※
サービス提供体制強化加算	介護及び看護職員の総数のうち75%以上が常勤職員の場合に算定となります。	6単位/日
生産性向上推進体制加算	介護ロボットやICTのテクノロジーを活用し入居者の安全、介護サービスの質の向上に取り組みます。	100単位/月
特別通院送迎加算	透析を要する入居者の送迎を1月に12回以上行った場合に算定となります。	594単位/月
退所時情報提供加算	医療機関等へ退所した際、生活支援上の留意点等の情報提供を行います。	250単位/回
退所時栄養情報連携加算	医療機関等へ退所した際、栄養管理に関する情報連携を切れ目なく行います。	70単位/回

認知症チームケア推進加算	認知症介護に係る専門的な研修の修了者を1名以上配置し、認知症の行動・心理症状の予防等のための認知症ケアについてカンファレンスの開催、計画の作成、定期的な評価、ケアの振り返りや計画の見直しを行います。	150単位/月
--------------	---	---------

(3) 介護保険給付サービスの利用料

種類	利用料
法定代理受領	介護報酬として告示された施設介護サービス費の1割か2割か3割負担割合は「介護保険負担割合証」に記載の負担割合となります。
法定代理受領以外	介護報酬として告示された施設介護サービス費の10割

* オムツ代金は介護保険給付の対象となりますので、費用はかかりません。

* 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約の負担額を変更します。

(4) 介護保険給付外サービス

種類	内容	利用料
居住費	○居住費の変更 下記の場合居住費の変更を行う。 水道光熱費について年間の実績額と見込み額が1割以上違う場合 建設時に想定しなかった事情により新たな費用が発生した場合 ○外泊時の利用料 入院または外出された場合は、その翌日から1月に6日間を限度として246単位/日が加算されます。なおこの加算を行う際は、通常時の介護保険分の料金をご請求いたしません。 入院、外泊時においても、居住費は発生いたします。	1日につき 2,101円
食事費		1日につき 1,445円

居住費及び食費の利用料は本人の所得や世帯の課税状況等によって「利用者負担段階」が設けられており、上記は「介護保険負担限度額認定証」に記載されている利用者負担段階が第4段階の場合の金額です。負担限度額認定を受けている場合は「介護保険負担限度額認定証」に記載の負担額となります。

(5) 日常生活上必要となる諸費用、その他料金

種類	内容	料金
電気機器持込代	テレビ等の電気を使用する機器の持ち込みがある場合	1,000円/月
理髪・美容	希望者には、理美容師による出張サービスがありますのでご利用いただけます。 散髪(カット)、顔そり、毛染め等	カットのみの場合 1,700円～
事務管理費	買い物代行、受診時における診療費立替等の管理费用。	1,000円/月
買物代行(移動販売)	購入依頼のあった品物	実費

特別な食事	通常提供される食事以外の物を希望される場合	実費
その他	喫茶代、クラブ活動、レクリエーション費用、行事材料費等	実費

(6) 入居契約書 22 条に定める所定の料金

契約者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から居室が明け渡された日までの期間に係る料金。

要介護 1 : 9, 7 7 1 円

要介護 2 : 1 0, 5 5 5 円

要介護 3 : 1 1, 3 9 6 円

要介護 4 : 1 2, 1 9 1 円

要介護 5 : 1 2, 9 6 3 円

※1 日あたり介護保険給付サービスの 1 0 割負担分 + 居住費。

(7) 利用料金の支払い方法 (契約書第 6 条参照)

サービス利用料金は 1 カ月毎にまとめて請求しますので、次の方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	当月 1 日から末日までの合計額を、翌月 28 日に大垣共立銀行 東中島支店の口座より、自動引き落としによるお支払いとなります。

なお、月の半ばからのご利用や処理の都合等により口座振替が間に合わない場合は、指定の金融機関へ口座振込又は現金による支払いにより行うものとします。

1 0, 苦情等の申立先

施設利用 相談窓口	苦情受付担当者 生活相談員 渡邊 晃与、早川 陽介 苦情解決責任者 施設長 岩田 大助 ご利用時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 ご利用方法 電話・面接・ご意見箱 電話 0 5 2 - 4 4 5 - 7 3 0 0 ご意見箱 当施設 1 階に設置 匿名を希望される方は、事務所受付の「ご意見箱」に投入いただくか、上記担当者あて封書等でお寄せください。
	国民健康保険団体連合会 所在地 名古屋市東区泉一丁目 6-5 電話 052-971-4165 受付時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
行政機関その他 苦情受付機関	大治町役場民生課 所在地 海部郡大治町大字馬島字大門西 1-1 電話 052-444-2711 受付時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
	名古屋市中村区介護保険担当課 所在地 名古屋市中村区竹橋町 36-31 電話 052-453-5415 受付時間 8 : 4 5 ~ 1 7 : 1 5
	名古屋市中川区介護保険担当課 所在地 名古屋市中川区高畑一丁目 223 電話 052-363-4417 受付時間 8 : 4 5 ~ 1 7 : 1 5
	名古屋市港区介護保険担当課

	所在地 名古屋市港区港明一丁目 12-20 電話 052-654-9715 受付時間 8:45~17:15
	名古屋市昭和区介護保険担当課 所在地 名古屋市昭和区阿由知通 3-19 電話 052-735-3911 受付時間 8:45~17:15
	あま市介護保険担当課 所在地 愛知県あま市七宝町沖之島深坪 1 番地 電話 052-444-3141 受付時間 8:30~17:15
	津島市介護保険担当課 所在地 津島市立込町二丁目 21 電話 0567-24-1111 受付時間 8:30~17:15
	愛西市介護保険担当課 所在地 愛西市稲葉町米野 3081 電話 0567-55-7116 受付時間 8:30~17:15
	稲沢市介護保険担当課 所在地 稲沢市稲府町 1 番地 電話 0567-55-7116 受付時間 8:30~17:15
	清須市介護保険担当課 所在地 清須市須ヶ口 1238 電話 052-400-2911 受付時間 8:30~17:15
	北名古屋市介護保険担当課 所在地 北名古屋市熊之庄御榎 60 電話 052-400-2911 受付時間 8:30~17:15
	蟹江町介護保険担当課 所在地 海部郡蟹江町学戸三丁目 1 番地 電話 0567-95-1111 受付時間 8:30~17:15
	飛島村介護保険担当課 海部郡飛島村竹之郷三丁目 1 番地 電話 0567-52-1001 受付時間 8:30~17:15
第三者委員	相談役 横井 久雄 住所 愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西 69-1 電話 052-444-2184 携帯 090-1620-0451 法人評議員 永嶋 文子 住所 名古屋市港区秋葉一丁目 181 番地 99 電話 052-302-1291

11, 嘱託医

(嘱託医)

医療機関の名称	在宅医療ロータス
院長名	渡辺 充
所在地	丹羽郡大口町中小口二丁目 238 番地
電話番号	0587-95-5111
診療科	内科

1 2, 協力医療機関

医療機関の名称	あま市民病院		
院長名	梅屋 崇		
所在地	愛知県あま市甚目寺畦田 1 番地		
電話番号	052-444-0050		
診療科	内科・外科・小児科・眼科・放射線科・整形外科・脳神経外科・婦人科 耳鼻咽喉科・麻酔科・リハビリテーション科		
入院設備	有	救急指定	有

(歯科)

医療機関の名称	医療法人白馬会 ルピナス歯科栄		
院長名	玉田 洋平		
所在地	名古屋市中区栄 3-27-11 LOCO 栄 8 階		
電話番号	052-228-0096		

(鍼灸・マッサージ)

医療機関の名称	株式会社 NBA		
院長名	猪原 大輝		
所在地	名古屋市東区東桜 1-10-29 パークサイドビル栄 4A		
電話番号	090-7313-6130		

(眼科)

医療機関の名称	なんよう眼科クリニック		
院長名	野村 秀樹		
所在地	名古屋市港区春田野 1-2812		
電話番号	052-302-7770		

(精神科)

医療機関の名称	医療法人 宝会 七宝病院		
院長名	覚前 淳		
所在地	あま市七宝町下田矢倉下 1432 番地		
電話番号	052-443-7800		

(皮膚科)

医療機関の名称	はだめ皮ふ科		
院長名	甚目 憲司		
所在地	あま市森山字弁才天 84-4		
電話番号	052-445-1661		

1 3, 施設を退所していただく場合 (契約の終了について)

当施設との契約では契約が修了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事項がない限り継続してサービスを利用することができますが、以下のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、契約者に退所していただくこととなります。

- ① 介護認定により、契約者の心身の状態が自立又は要支援と判断された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 契約者から退所の申し出があった場合（詳細は下記(1)をご参照ください。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は下記(2)をご参照ください。）

(1) 契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期限であっても、契約者からの当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所の希望する日の7日前までに解約申し出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ 契約者が入院された場合
- ④ 事業者もしくはサービス提供者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス提供者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応を取らない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合は、当施設から退所していただきます。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず又は不実の告知を行いその結果本契約を継続し難い重大な事情が生じた場合
- ② 契約者によるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、以後1ヶ月の催促にもかかわらず、これが支払われない場合
- ③ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続し難い事情を発生させた場合
- ④ 契約者が連続して3ヶ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ 契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑥ 認知症状や精神疾患に伴った症状で他の入居者や従業員に暴力をふるう、または夜間の奇声、器物破損などの迷惑行為が通常の介護方法では収まらず、施設側が対応困難と判断した場合

【禁止行為】

入居者やその家族（以下お客様という）からの暴力・暴言、悪質なクレームなどの迷惑行為（以下ハラスメントという）。ハラスメントの結果が重大であって、お客様との合理的及び理性的な話し合いの結果再発の可能性がある場合、30日間の契約解除予告期間を持ち、契約解除となります。ハラスメントについて下記を想定しておりますが、以下は例示であり、これらに限られるという趣旨ではありません。

(ア)身体的暴力（ものを投げる、叩く、蹴る、つねる、唾を吐く等身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

(イ)精神的暴力（大声で威圧する、怒鳴る、理不尽な要求、暴言等、個人の尊厳や人格を言葉や態度で傷つけたり、おとしめたりする行為）

(ウ)セクシャルハラスメント（必要もなく手や腕を触る、胸やお尻・陰部を触る、抱きしめる、性的・卑猥な言動をする、サービス提供に無関係に下半身を丸出しにして見せる、その他職員が嫌がる性的な行為をする等）

(エ)その他の行為

- ・職員個人に対する誹謗中傷（インターネット、SNS上でのものを含む）
- ・職員個人に対する威迫、脅迫
- ・職員個人の人格を否定する発言
- ・職員個人を侮辱する発言

ハラスメントの性質が反社会的勢力による不当又は不法な圧力である場合は、断固たる対応を行うものとし、必要に応じて警察等関係機関との連携を図り対応します。

(3) 円滑な退所の為の援助

契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所の為に必要な援助を行います。

入院治療が必要な場合や事業者が入居者への便宜を提供することが困難な場合は、適切な病院や後任事業者を紹介する等の援助を行います。

1.4. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム希望の郷大治消防防災計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	消防団と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等	別途定める「特別養護老人ホーム希望の郷大治消防防災計画」により、年4回夜間、昼間想定、地震、風水害を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	設置	設備名称	設置
	スプリンクラー	有	防火扉・シャッター	有
	非常階段	有	屋内消火栓	有
	自動火災報知器	有	非常通報装置	有
	誘導灯	有	漏電火災報知器	有
	ガス漏れ報知器	有	非常用電源	有
	カーテン布団等は防災性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日：実施日随時 防火管理者：丸山 尚人			

1.5. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間（8：30～17：30）を遵守し、必ずその都度、職員に届出てください。＊時間外の場合はご相談ください。 インフルエンザ等感染症流行時における面会制限について。 ※嘱託医の指示により、インフルエンザ、感染症流行時には蔓延防止のため、面会を制限させていただきますので、ご理解、ご協力をお願いします。
-------	--

外出・外泊	食事中止や内服薬の準備がありますので、希望日の1週間前までに所定の届出用紙を事務所窓口にご提出ください。入居者の心身の状況・地域や施設内での感染症の発生状況等によってはご希望に添いかねる場合がありますのでご了承ください。
嘱託医師以外の医療機関への受診	配置医師からの指示のない医療機関への受診は、予約・移送の手続き・付き添い・処方箋の処理等すべてご家族での対応となります。
居室・設備器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がございます。
喫煙・飲酒	敷地内は禁煙となります。飲酒は主治医の許可にて対応いたします。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑となる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の居室に立ち入らないようにしてください。
宗教活動 政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動・政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	ご面会時のペットの持ち込みは、ゲージ等に入れた上で居室内で対面する場合は可能です。なおペットの飼育は衛生管理の問題からお断りしております。
食事	食事が不必要な場合は、前日までにお申し出ください。前日までに申し出があった場合で、一日単位で不必要とされた時に「食事に係る自己負担額」は免除されます。
その他	<p>【差し入れ等】 面会されるとき、あるいは外出・外泊から帰られたときに、食べ物を持ち込まれる事は、入居者の食べ過ぎや、病気によっては状態の悪化の原因になることもあります。また食中毒発生の危険性もありますので、<u>必ず職員へ連絡して戴くようお願い致します。</u>(場合によってはお預かりする事、お断りすることがありますがご了承ください。)</p> <p>【連絡先の変更】 ご家族の住所や電話番号の変更があった時は、速やかに事務所へご連絡ください。</p> <p>【プライバシーの保護】 この契約に対するサービスの実施及び安全衛生等管理上の必要があると認められる場合には、契約者の居室に立ち入り必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。</p> <p>【居室への現金の持込】 当施設では、原則、居室への現金の持ち込みはお断りしております。ただし、公衆電話、飲み物の自動販売機等小銭を手元に持ちたいという要望がある場合、「2,000円」を上限として持込を認めます。訪問販売等、現金が必要な場合は、「立替」にて対応させていただきます。 *居室での現金紛失等の場合、施設では責任は取れませんのでご了承ください。</p>

	<p>【居室の移動】 当施設では、入居者の心身の状況等により、居室の移動を行う場合があります。 その場合ご家族へご相談させていただき、双方合意の上での移動を原則としますが、緊急時には事後報告となる場合もありますことをご了承ください。</p> <p>【骨折について】 当施設では、見守りには特に注意して介護させていただいておりますが、24時間ずっと見守ることは、どうしてもできません。最近ではご自身でベッドから降りようとされたり、椅子からずり落ちたり、立った姿勢から勢いよく尻もちをつくように座った場合でも骨折するケースがあります。 これは、年齢により骨が脆くなっていることもあり、すべてのケースを介護の力で防ぐことは困難な状況にあります。 当施設では、一日の生活パターンに伴い、動かれる時間帯を極力重視してまいります。どうしてもカバー仕切れない部分もございます。そのような場合の骨折等に関しましては、当施設の過失とは認めづらく、賠償できませんので、ご了承ください。</p> <p>【携帯電話について】 当施設は原則、携帯電話の持ち込みは禁止させて頂いております。</p> <p>【身元引受人等の条件、義務等】 契約者は、本契約に関わる契約者の債務に関する「連帯保証人兼身元引受人」として最低2名を定めて本契約に参加させるものとします。また連帯保証人は、この契約に基づく契約者の事業者に対する一切の債務について契約者と連帯して履行の責を負うとともに入居者の身柄の引き受け、また、入居者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引き受けを負うものとします。</p> <p>【連帯保証極度額：上限額の定め】 身元引受人（連帯保証人）は、本契約に基づく契約者の事業者に対する利用料などの経済的な債務について、契約者と連帯してその履行の責任を負います。但し、極度額は百四十万円とします。</p>
--	---

1 6. 事故発生時の対応について

当施設で事故が発生した場合は、事故発生時マニュアルに従い、速やかに対処します。
その場での処置、救急手配、ご家族への連絡、事故報告等、状況に応じて24時間対応いたします。

1 7. 嘱託医の往診時における受診病院について

嘱託医の診断により、原則は協力病院（あま市民病院）に受診（入院）となりますが、協力病院の受入状況や症状等により、他の医療機関への受診（入院）となる場合があります。その場合入居者及びご家族が指定する医療機関のご希望に添いかねる場合がありますのでご了承ください。尚、往診時以外で症状等により嘱託医の指示のもと、救急搬送する場合があります。

18. 身体拘束廃止について

介護保険指定基準において禁止の対象となっている具体的な行為は以下です。

- | | |
|---|--|
| ① | 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 |
| ② | 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 |
| ③ | 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。 |
| ④ | 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 |
| ⑤ | 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 |
| ⑥ | 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 |
| ⑦ | 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 |
| ⑧ | 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 |
| ⑨ | 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 |
| ⑩ | 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 |
| ⑪ | 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 |

当施設では、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。やむを得ずに実施する場合は拘束の必要性、方法、期間をご説明し、別に定める「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」への署名をご依頼しています。

また、毎月1回開催している「身体拘束廃止委員会」にて身体拘束を解除するための介護方法等について検討を行っています。

19. 第三者評価の実施状況について

第三者による評価の実施	□. あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果開示	1. あり 2. なし
	■なし		

入居契約書

特別養護老人ホーム 希望の郷大治

契約者と特別養護老人ホーム希望の郷大治（以下「事業者」という。）は、事業者が入居者に対して提供する介護福祉施設サービスについて、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けてサービス提供開始に同意し次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

1. 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条および第4条に定める介護老人福祉施設サービスを提供します。
2. 事業者が契約者に対して実施する介護老人福祉施設サービスの内容（ケアプランを含む。）（以下「施設サービス計画」という。）は、別紙に定めるとおりとします。
3. 契約者は、第16条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条（施設サービス計画の決定・変更）

1. 事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
2. 施設サービス計画は計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
3. 事業者は、6ヶ月に1回、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
4. 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第3条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、ホームにおいて、契約者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、相談の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

第4条（介護保険給付対象外のサービス）

1. 事業者は、契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - ① 契約者が選定する特別な食事の提供
 - ② 契約者に対する理美容サービス
 - ③ 事業者が特に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
2. 事業者は、第1項及び第2項に定める各種のサービス提供について、必要に応じて契約者の家族に対してもわかりやすく説明するものとします。

第5条（運営規定の遵守）

1. 事業者は、別に定める運営規定に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
2. 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。

3. 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができません。

第二章 料金

第6条（サービス利用料金の支払い）

1. 契約者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者に支払うものとします。ただし、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）
2. 第4条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
3. 前項の他、契約者は食事代（標準自己負担額：日額1,445円）と契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
4. 前3項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、事業者は請求書を翌月15日までに送付します。契約者はこれを翌月28日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
5. 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第7条（利用料金の変更）

1. 前条第1項に定めるサービス利用料金及び前条第3項に定める食事代の標準自己負担額について、介護給付体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
2. 前条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金（食事代の標準自己負担額を除く）については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2ヶ月前までに説明した上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
3. 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務等

第8条（事業者及びサービス従業者の義務）

1. 事業者及びサービス従業者は、サービスの提供に当たって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
2. 事業者は、契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師または看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
3. 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
4. 事業者及びサービス従業者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行為の行動を制限する行為を行わないものとします。
5. 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
6. 事業者は、契約者に対する介護老人福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを完了後5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第9条（守秘義務等）

1. 事業者、サービス従事者または従業員は、介護老人福祉施設サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了後も継続します。
2. 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
3. 事業者は、第20条に定める契約者の円滑な退所のための援助を行う場合に、契約者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとします。

第四章 契約者の義務

第10条 (契約者の施設利用上の注意義務等)

1. 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途にしたがって、利用するものとします。
2. 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる時には、事業者およびサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
3. 契約者は、ホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
4. 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者およびその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第11条 (契約者の禁止行為)

契約者は、ホーム内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- ① 敷地内での喫煙
- ② サービス従事者又は他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教、政治、営利活動を行うこと。
- ③ 決められた以外の物の持ち込み。
- ④ 重要事項説明書に定める禁止行為。

第五章 損害賠償 (事業者の義務違反)

第12条 (損害賠償責任)

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害に基づいて賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第13条 (損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ② 契約者が、サービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ 契約者の急激な体調の変化と有為、事業者の実施したサービスを原因としない自由にもつぱら

ら起因して損害が発生した場合

第14条 (事故発生時の対応)

1. 事業者は、サービス提供において事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者のご家族へ連絡するとともに必要な措置を講じます。

第15条 (事業者の責任のよらない事由によるサービスの実施不能)

1. 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して、当該サービスを提供すべき義務を負いません。
2. 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際、1ヶ月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第6条第5項の規定を準用します。

第六章 契約の終了

第16条 (契約の終了事由)

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

1. 契約者が死亡した場合。
2. 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は、要支援判定された場合
3. 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合。
4. 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
5. ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
6. 第17条から第19条に基づき本契約が解約又は解除された場合。

第17条 (契約者の中途解約等)

1. 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに通知するものとします。
2. 契約者は第5条第3項、第7条第3項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
3. 契約者が、第1項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
4. 第6条第5項の規定は、本条に準用されます。

第18条 (契約者からの契約解除)

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

1. 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護老人福祉施設サービスを実施しない場合。
2. 事業者もしくはサービス従事者が第9条に定める守秘義務に違反した場合。
3. 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重要な事情が認められる場合。
4. 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対処をとらない場合。

第19条 (事業者からの契約解除)

1. 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解約することができます。
① 契約者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告

- げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者による、第6条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上を遅延し、以後1ヶ月の催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
 - ③ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
 - ④ 契約者が連続して概ね3ヶ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。
 - ⑤ 契約者が介護老人保健施設に入居した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合。
 - ⑥ 第11条に定める禁止事項に違反があり、結果が重大であって、契約者およびそのご家族との合理的及び理性的な話し合いの結果再発の可能性がある場合。
2. 前項の規定による契約の終了後、退所までに事業者が契約者に対して実施したサービスの利用料金については全額契約者の負担金とします。

第20条 (契約の終了に伴う援助)

1. 本契約が終了し契約者がホームを退所する場合には、前条の場合を除き、契約者の希望により、事業者は、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。
 - ① 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介。
 - ② 居宅介護支援事業者の紹介。
 - ③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介。
2. 前条の規定により契約が解除され、契約者がホームを退所する場合には、契約者の希望により、事業者は、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な前項第1号から第3号に定める援助を契約者に対して速やかに行うよう努めるものとします。

第21条 (契約者の入院に係る取り扱い)

1. 契約者が病院又は診療所に入居した場合、3ヶ月以内に退院すれば、退院後も再びホームに入居できるものとします。
2. 前項における入院期間中において、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分)を事業者に支払うものとします。
3. 第19条第4号による事業者からの契約の解除があった場合であっても、契約者が入院後概ね3ヶ月以内に退院すれば退院後も再びホームに優先的に入居できるよう努めるものとします。

第22条 (居室の明け渡し—清算—)

1. 契約者は、第16条第2号から第6号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第10条第3項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を履行したうえで、居室を明け渡すものとします。
2. 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金(重要事項説明書に定める)を事業者に対し支払うものとします。
3. 契約者は、第20条第1項に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。
4. 第1項の場合に、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第6条第5項を準用します。

第23条 (所持金品の引取等)

1. 契約者は、本契約が終了した後、契約者の所持金品がある場合に備えて、その所持金品の引取人（以下「所持金品引取人」という。）を定めていただきます。
2. 前項の場合、事業者、本契約が終了した後、契約者又は所持金品引取人にその旨連絡するものとします。
3. 契約者又は所持金品引取人は、前項の連絡を受けた後2週間以内に所持金品を引き取るものとします。但し、契約者又は所持金品引取人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨連絡するものとします。
4. 事業者は、前項但書の場合を除いて、契約者又は所持金品引取人が引取に必要な相当期間が過ぎても所持金品を引き取る義務を履行しない場合には、当該所持金品を契約者又は所持金品引取人に引き渡すものとします。
5. 事業者は、契約者が所持金品引取人を定めない場合には、自己の費用で契約者の所持金品を処分できるものとします。その費用については、契約者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

第24条（一時外泊）

1. 契約者は、事業者の同意を得た上で、概ね1週間以内の期間で、ホーム外で宿泊することができるものとします。この場合、契約者は宿泊開始日の前日までに事業者に届け出るものとします。
2. 前項に定める宿泊期間中において、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。

第七章 入居契約における身元引受

第25条（極度額：上限額の定め）

身元引受人（連帯保証人）は、本契約に基づく契約者の事業者に対する利用料などの経済的な債務について、契約者と連帯してその履行の責任を負います。但し、極度額は百四十万円とします。

第八章 その他

第26条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第27条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

契約締結日：西暦_____年_____月_____日

説明者 職 種：生活相談員

氏 名：_____

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が署名又は記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。なお、自署の場合押印は不要とします。

事 業 者 住 所：愛知県海部郡大治町大字中島字中田103

施設名：特別養護老人ホーム 希望の郷大治

契 約 者 施設長：岩田 大助 印

私は、事業者より重要事項について説明を受け、同意しました。

契 約 者 住 所 :

契 約 者 氏 名 : ⑩

第一連帯保証人（身元引受人：所持品金品引き取り人）

住 所 :

氏 名 : ⑩

勤 務 先 名 :

勤 務 先 住 所 :

勤務先電話番号 :

第二連帯保証人 住 所 :

氏 名 : ⑩

勤 務 先 名 :

勤 務 先 住 所 :

勤務先電話番号 :